

町低所得者支援給付金のご案内

物価高騰により、特に家計への影響が大きい低所得世帯(令和5年度住民税均等割のみ課税世帯)に対し、給付金を支給します。

■対象世帯(給付要件)

- ▷基準日(令和5年12月1日)に当町に住民登録があること
- ▷令和5年度の住民税が「均等割のみ課税者」か「均等割のみ課税者および非課税者」のみで構成する世帯であること
- ▷住民税所得割課税者の扶養親族などのみの世帯ではないこと

■給付額…1世帯当たり10万円

■申請方法

- ▷対象世帯のうち確認書が送付された世帯
対象と思われる世帯には町から「給付金支給要件確認書」を2月中に送付しています。支給対象となる場合は確認書に必要事項を記入の上、同封の返信用封筒で返信してください。

▷申請が必要な世帯

対象世帯について、令和5年1月2日以降に転入した人がいる場合、申請が必要です(町に令和5年12月1日時点で住民登録のある人に確認書を送付しています)。申請書に必要事項を記入の上、必要書類を添えて町民福祉課に持参するか郵送してください。

■申請期限

4月30日(火)※当日の消印有効

■支給対象者…対象世帯の世帯主

■支給方法

支給対象世帯から確認書や申請書が提出され次第審査し、世帯主に順次支給します。

■申請・問い合わせ先

町民福祉課 ☎46-5562

町低所得者支援給付金(子ども加算)のご案内

物価高騰によって特に家計への影響が大きい低所得世帯のうち、令和5年度住民税非課税世帯と均等割のみ課税世帯への給付金支給対象世帯の中で、18歳以下の児童を扶養している世帯に対し、子ども加算を支給します。

■対象世帯(給付要件)

令和5年12月1日を基準日とした非課税世帯への給付金(7万円)と均等割のみ課税世帯への給付金(10万円)の支給対象世帯のうち、18歳以下の児童を扶養している世帯

■加算対象の児童

基準日(令和5年12月1日)時点で同一世帯にいる18歳に達する日以後、最初の3月31日までの児童(平成17年4月2日以降に生まれた児童)

■給付額…対象児童1人当たり5万円

■申請方法

▷申請が不要の世帯

- ①令和5年度住民税非課税世帯への給付金(7万円)を受給済みの世帯
- ②令和5年度住民税均等割のみ課税世帯への給付金(10万円)受給済みの世帯

▷申請が必要な世帯

対象世帯で基準日以降に生まれた新生児や別居の児童を扶養している場合、申請が必要です。申請書に必要事項を記入の上、必要書類を添えて町民福祉課に持参するか郵送してください。

■申請期限

4月30日(火)※当日の消印有効

■支給対象者…対象世帯の世帯主

■支給方法

▷申請が不要の世帯

審査後、世帯主に順次支給します。

▷申請が必要な世帯

申請書が提出され次第審査し、世帯主に順次支給します。

■申請・問い合わせ先

町民福祉課 ☎46-5562



大池跡の発掘調査

大池跡は、中尊寺不動堂脇の階段を下った先に広がる場所で、現在は休耕田となっています。写真1は、『中尊寺建立供養願文』に記載された平泉で最初の浄土庭園とみられ、世界遺産の構成資産となっています。

昭和38、39年には平泉遺跡調査会、平成9年から町教育委員会による発掘調査が行われていました。調査の結果、池は12世紀前半に造られ、その後12世紀後半までに規模を縮小して造り替えられていた可能性が確認されました。建物の屋根瓦も見つかっており、大池の周りに瓦葺きの建物があった可能性のあるもの、削られて平らになっているため、よく分かっています。

金色堂建立900年を記念し、平泉文化遺産センターのエンターテインメントホールで、ミニ企画展『発掘から見た清衡期の中尊寺』を4月下旬まで開催予定です。



写真1 大池全景写真(南西から撮影)
中央付近の杉がある所が中島です。

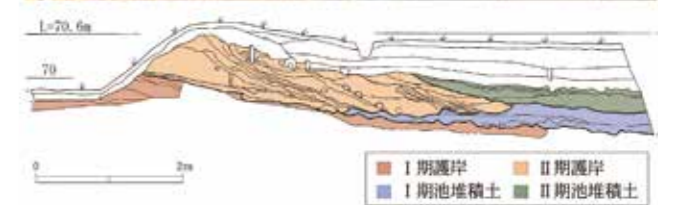


写真2 東側護岸の堆積状況
護岸の土層から、池の造り替えが行われていたことが分かりました。

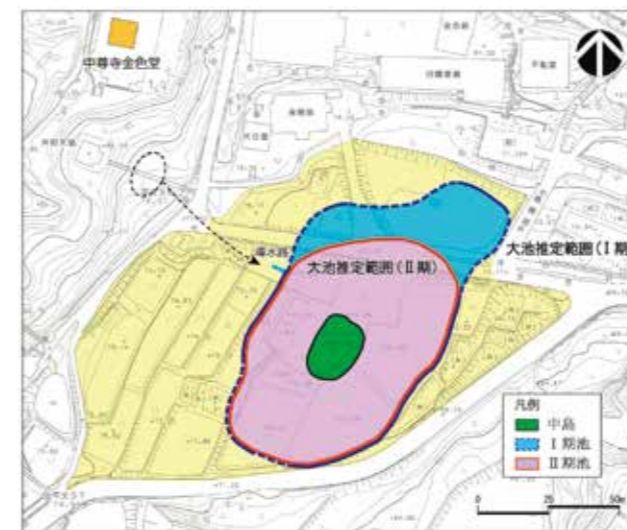


図 大池の推定範囲

古い時期の池は南北120m、東西70mですが、この北側を埋め立てて南北90m、東西70mの池に造り替えられていました。中島は南北26~27m、東西18~19mの大きさです。



©2013岩手県 ケロ平
designed by センウェル

中尊寺にも浄土庭園があったケロ。